

新型コロナウイルス感染症患者等「受入病床確保事業」補助金のご案内

1 対象事業（医療機関向け）

令和5年3月時点

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
（1）新型コロナウイルス感染症対策事業	病床確保料	①神奈川モデル認定医療機関のうち事業区分（2）に該当しない者 ②その他知事が認める者*注1	医療課 医療機関調整班 045-285-0777
（2）新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	重点医療機関等の病床確保料	①神奈川モデル認定医療機関の高度、重点、協力病院①であつて国の重点医療機関の要件を満たす者*注2 ②その他知事が認める者*注1 *注3	医療課 医療機関調整班 045-285-0777

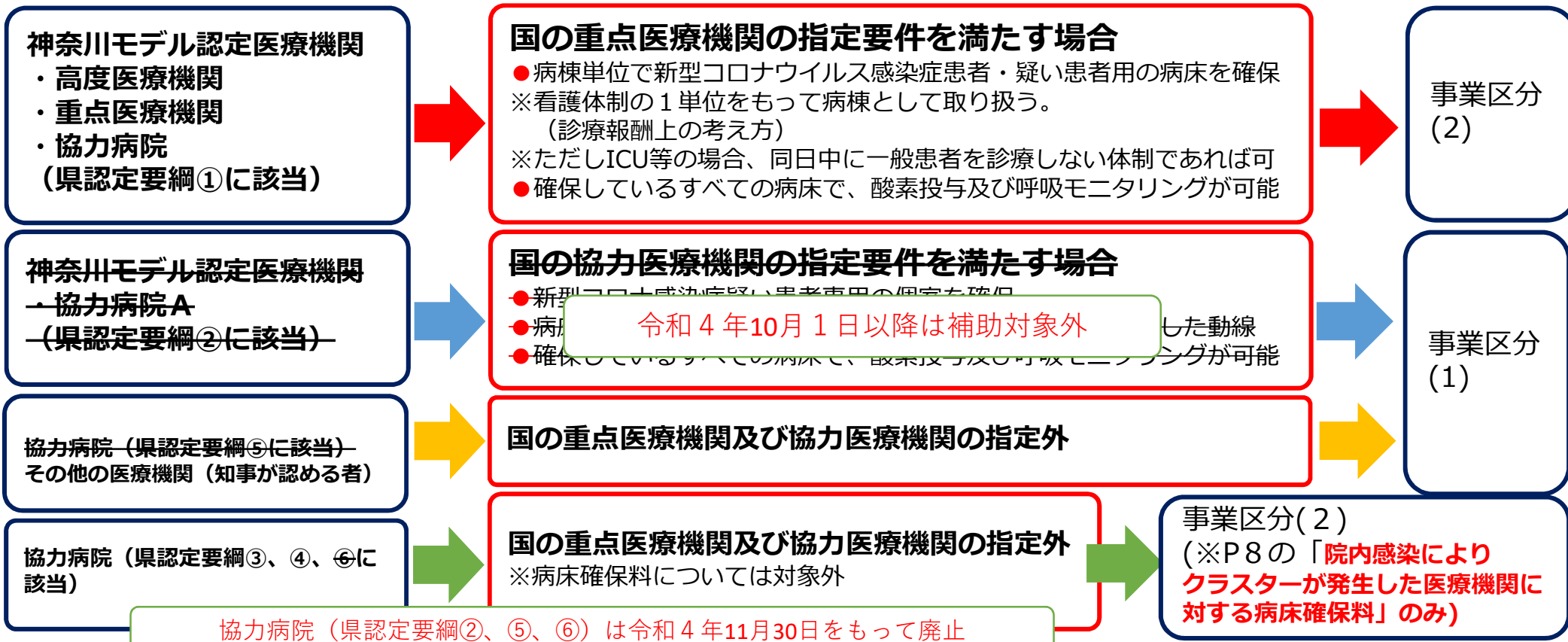
*注1：神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関を想定

*注2：協力病院①とは、協力病院のうち県認定要綱①に該当する医療機関。なお、協力病院のうち県認定要綱③の国の定める退院基準を満たした患者（下り搬送患者）を受け入れるために確保した病床は病床確保料の対象外

*注3：院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関

○ 神奈川モデル認定医療機関の詳細については、次頁をご参照ください。

神奈川モデル認定医療機関と国の指定要件との関係



- 協力病院
- 新型コロナウイルス感染症の軽症患者又は中等症患者の入院管理 (県認定要綱第4条第2項①該当)
 - 新型コロナウイルス感染症の疑い患者の入院管理 (同②該当)
 - 中和抗体療法の施行を行うために確保した専用病床において適応患者の短期入院の受入れ (同⑤該当)
 - 高度医療機関等において、厚生労働省通知に定める退院基準を満たした患者の入院管理 (同③該当)
 - 自宅療養中又は宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に係る検査・外来診療の実施 (同④該当)
 - 外来で中和抗体療法の施行 (同⑥該当)

指定要件の詳細は、要綱別添「神奈川モデルにおける重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」参照

- ◆国の重点医療機関の要件(概要)
 - ・施設要件
陽性確定患者、疑似症届出済患者専用病床(専任看護体制のある病床)
 - ・機能要件
県の受入要請に速やかに対応

なお、神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関については、実態に応じて(1)、(2)を可とする。(事前に県にご相談ください。)

1 対象となる病床の考え方

●稼働病床

- ・「確保病床に関する協定書」によるフェーズごとの病床数のうち、実際に患者がいつでも入院することのできるよう用意していただいた「即応病床」が対象です。（患者退院後の消毒等のための空床となっている場合は計上可）
- ・申請内容については、G-MIS等の入力情報と整合が図られるようお願いいたします。

●休止病床

- ・ゾーニングや動線確保など、稼働病床の確保のため物理的に休床とした病床
- ・稼働病床の人員確保のために、休床とした病床

2 補償の対象となる「空床」について

病床確保料の**支給対象**は、即応病床又は休止病床に患者を受け入れていない期間（**＝当該病床に診療報酬が支払われていない期間**）となります。入退院した日に診療報酬が支払われている場合は対象になりませんので、確認の上申請してください。

3 適用する単価（上限額）

- ・**ICU、HCUの空床補償の単価**は**厚生労働省への施設基準の届出**（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（令和2年4月18日厚生労働省保健局医療課事務連絡）による簡易な報告を含む）**をしている病床**について、適用できます。**届出のない病床**については実情に関わらず**適用できません**。また、実際にICU、HCUの看護師の配置基準を満たすことが必要です。
- ・休床補償の単価は**当該病床を休止する前の区分**により適用します。（なお、ICU、HCUの単価について上記の「簡易な報告」による病床についてはICU、HCUの単価を適用できません。）

これらについて、病床数や動線、開始時期の確認のため、図面や施設基準の届出の写し等の根拠書類の提出が必要になります。

会計検査院指摘事項 病床確保事業における交付金の過大交付について

会計検査院の令和3年度決算検査報告（令和2年度決算を対象）において、病床確保料の過大交付が**不当事項として指摘**されました。

指摘の概要

指摘金額 **55億918万円**

- 1 空床補償の対象病床数を過大に計上したもの（9都道府県32医療機関 24億866万円）
（例）病床確保料の対象とならない患者の**退院日**について空床補償の対象病床としていた。



退院日は診療報酬が支払われるため、病床確保料の対象外

- 2 適用する病床区分を誤ったもの（3都県4医療機関 31億52万円）
（例）HCU病床に該当するとしていた病床について、**看護師の配置状況等**を確認した結果、**HCUの施設基準に適合していない病床**が見受けられた。
- ・ HCU病床50床を空床補償対象と報告 ⇒ 実際は16床のみが適合
 - ・ HCU病床100床を空床補償対象と報告 ⇒ 実際は28床のみが適合

うち約42億円が神奈川県

再発防止に向けて、交付申請や実績報告の際、上記の内容がないかよく確認した上で、ご提出をお願いします。

1 疑似床患者病床の病床確保料の廃止

疑似床患者病床の病床確保料について、令和4年9月30日までが対象となり、10月1日以降は対象外となった。（重点医療機関の専用病棟内にある疑似床患者専用の病床については、令和4年11月30日まで対象（神奈川モデル医療機関認定要綱の改正に伴う協力病院②の区分廃止まで））

2 病床確保料の調整措置の導入

当該医療機関の収入額(診療収入額と病床確保料の合計額)がコロナ流行前の診療収入額の1.1倍を超える場合、当該医療機関のコロナ病床使用率が一定水準に満たないときに限り、病床確保料を調整する措置(1.1倍を超える分を調整)が導入された。

・調整対象からの除外

周産期、小児、透析、精神の4診療科のコロナ専用病床

地域のコロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関 他

※ 神奈川県の取扱いの詳細は要綱別表3及び「「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」に係る本県の取扱いについて（令和4年12月6日医危第6752号）」を参照

○A表（従来の病床確保料）

■重点医療機関

病床の種別	特定機能病院等	一般の医療機関
I C U病床	436,000円/日	301,000円/日
H C U病床	211,000円/日	211,000円/日
その他病床	74,000円/日	71,000円/日

■協力医療機関

病床の種別	補助基準額
I C U病床	301,000円/日
H C U病床	211,000円/日
その他病床	52,000円/日

■その他医療機関

病床の種別	補助基準額
I C U病床	97,000円/日
重症者・ 中等症病床	41,000円/日
その他病床	16,000円/日

○B表（稼働率が県平均の30%を超えて下回った場合）

■重点医療機関

病床の種別	特定機能病院等	一般の医療機関
I C U病床	305,000円/日	211,000円/日
H C U病床	148,000円/日	148,000円/日
その他病床	52,000円/日	50,000円/日

■協力医療機関

病床の種別	補助基準額
I C U病床	211,000円/日
H C U病床	148,000円/日
その他病床	36,000円/日

■その他医療機関

病床の種別	補助基準額
I C U病床	68,000円/日
重症者・ 中等症病床	29,000円/日
その他病床	11,000円/日

※ B表の基準額は、A表の基準額の7割の水準

令和4年1月1日から、病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることが要件となりました。

令和4年1月1日以降の病床確保料の交付申請時及び実績報告時に、医療従事者の処遇改善の計画及び実績の報告が必要になります。

- 病床確保料の申請時に、様式「コロナ対応に伴う処遇改善状況」の提出をしてください。
- 処遇改善の内容については、令和4年10月28日付け「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ & A（第6版）」○新型コロナウイルス感染症対策事業の40～43（P34～35）をご確認ください。
- 提出いただいた報告は、厚生労働省に提出予定です。

院内感染によりクラスターが発生した医療機関に対する病床確保料

院内感染により、当該医療機関の病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たす場合は、県が認めた期間に限り重点医療機関として指定されたものとみなすことができるとされており、次の要件を満たす場合、病床確保料の対象となります。

1 対象医療機関

次の2つの要件を満たす医療機関が対象です。

- (1) 院内感染によりクラスターが発生した医療機関
- (2) クラスター発生に伴い、臨時的に病棟全体や病院全体で新型コロナウイルス感染症患者の治療を行い、実質的に重点医療機関の要件をみたすような医療機関

⇒神奈川モデル認定医療機関以外の医療機関も対象になります。

重要 陽性患者専用の病棟（専任の看護体制が必要）を設置し、重点医療機関と同様の体制により陽性患者の治療を行った医療機関について、補助を行うものです。
これらの要件を満たさない医療機関は対象となりませんので、ご注意ください。

2 対象期間（指定期間）

院内で新型コロナウイルス感染症患者が確認された後、病棟全体や病院全体で新型コロナウイルス感染症患者の治療を行った期間として、県が認めた期間とする。

3 対象病床

専用病棟内の空床及び専用病棟の人員確保など専用病棟設置のために休止した病床（必要最低限のものに限る）

※令和4年1月以降の病床確保料の見直しに伴う休止病床の上限が適用されます。

4 補助額（上限額）

「（2）新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業」における「重点医療機関である一般病院」を適用します。

5 消毒経費の補助

「**令和4年度新型コロナウイルス緊急包括支援補助金**」により、消毒経費の補助を行うことが可能です。

スケジュール①病床確保料調整対象除外病院

令和4年度第3四半期、第4四半期の申請は、病床使用率に関わらず病床確保料の調整対象から除外される病院と病床使用率により調整対象となる病院と別スケジュールになります。

○病床確保料調整対象除外病院

①病床確保料は、3か月ごとに交付（支払い）

②令和5年1月～3月分は、当該期間の実績により4月10日（月）（消印有効）までに実績報告を、提出してください。

月	スケジュール
1月	1月12日（木） <input checked="" type="checkbox"/> 10月～12月分 交付申請兼実績報告 1月31日（火） <input checked="" type="checkbox"/> 1月～3月分 交付申請
2月	
3月	
4月	4月10日（月） <input checked="" type="checkbox"/> 1月～3月分 実績報告
5月	

○10月～12月分
受付後、順次

- ①審査
- ②交付決定
- ③支払い（3月見込）

○1月～3月分
受付後、順次

- ①審査
- ②交付決定（3月見込）
- ③実績報告（4月）
- ④支払い（5月見込）

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも令和6年6月30日までに県に報告（補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還）してください。

スケジュール②病床使用率により調整対象になる病院

令和4年度第3四半期、第4四半期の申請は、病床使用率に関わらず病床確保料の調整対象から除外される病院と病床使用率により調整対象となる病院と別スケジュールになります。

○病床使用率により調整対象になる病院

①病床確保料は、原則として対象期間終了後の精算払いとしますが、早期の交付がないと資金繰りがつかない等の経済的理由により概算払いを必要とする場合は1月12日までにご相談ください。

②令和4年10月～令和5年3月分について、4月10日（月）（消印有効）までに実績報告を提出してください。

月	スケジュール
1月	1月12日（木） ※ 10月～3月分 交付申請
2月	
3月	
4月	4月10日（月） ※ 10月～3月分 実績報告
5月	

○10月～3月分
受付後、順次

- ①審査
- ②交付決定（3月見込）
- ③実績報告（4月）
- ④支払い（5月見込）

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも令和6年6月30日までに県に報告（補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還）してください。

新型コロナウイルス感染症患者等「受入病床確保事業」補助金 神奈川県

令和3年度からの変更点

1・「(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業」の「消毒経費」

令和3年度
受入病床確保事業補助金

移行

令和4年度
新型コロナウイルス緊急包括支援補助金

⇒令和4年度は「新型コロナウイルス緊急包括支援補助金」の枠組みの中で補助します。

2・事前着手届出書の提出の省略

令和3年度にこの補助金の交付を受けた方の事前着手届出書の提出は、省略します。なお、交付決定前の事業実施についても、神奈川県の指導監督下にあることに留意してください。